

第 1 目的

この要綱は、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担に対して支援するために給付金を支給することに関して必要な事項を定め、効率的な医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

第 2 事業内容

以下に該当する医療機関に対し、給付金を支給する。

- (1) 令和 7 年 12 月 16 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、病床数（一般病床、療養病床及び精神病床の病床数をいい、医療法第 30 条の 4 第 10 項から 12 項までの規定及び国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に基づき許可を受けた病床（以下、「特別病床等」という。）を含む。以下同じ。）の削減を行う医療機関
- (2) 「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和 7 年 2 月 28 日付 6 保医医政第 2028 号）により、事業計画書の提出をもって削減の意向を示しつつ、令和 6 年 12 月 17 日から令和 7 年 9 月 30 日までに病床の削減を行い、病床数の変更に関する届出を行った医療機関
- (3) 「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」（令和 7 年 8 月 26 日 7 保医医政第 1077 号）において、病床を削減予定と報告を行い、現に病床を削減した医療機関

第 3 支給金の算定方法

次により算定したものを、厚生労働省の基金の範囲内で支給する。

- (1) 削減した病床 1 床につき 4,104 千円とする。ただし、削減する病床が休床の場合は 1 床につき 2,052 千円とする。
- (2) 休床とは、本事業申請時（既に削減済みの病床については病床削減時）に休棟中の病棟の病床をいう。ただし、災害等のやむを得ない事情により休床となっている病床については、その事情について東京都知事（以下「知事」という。）が認める場合は、休床ではない病床とみなすことができる。
- (3) 支給対象の病床が地域医療介護総合確保基金における病床機能再編支援事業による給付金を受けていた場合は差額のみを支給する。
- (4) 「東京都病床数適正化支援事業」の支援対象となった病床については支給しない。
- (5) 算定に当たっては、次を除くこととする。
 - ① 産科部門の病床（MFICU 等を含む。）及び小児科部門の病床（NICU・GCU 等を含む。）を削減した場合、その削減した病床数（産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない

病床を除く。)

- ② 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
- ③ 事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数
- ④ 病床種別を変更した場合、その変更した病床数
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 の規定に基づき医療措置協定を締結した医療機関における協定を締結した病床又は協定を締結した病床数が確保できない程度の病床数。ただし、同法第 10 条に基づく予防計画において確保することとしている協定を締結した病床数が確保できている場合においては、余剰分について削減することを可能とする。
- ⑥ 特例病床等を有する医療機関で、休床等により、許可内容の用途で活用していない病床があり、該当の特例病床等の削減を行わない場合、全ての削減した病床数
- ⑦ その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数

ア 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成 14 年法律第 183 号）第 13 条第 3 号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。)

イ 放射線治療病室の病床

ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床

エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 16 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関であって、同法第 42 条第 1 項第 1 号又は第 61 条第 1 項第 1 号の決定を受けた者の入院による医療に係る病床

第 4 給付金の申請

給付金の支給を受けようとする医療機関（以下「申請者」という。）は、以下（1）から（3）の書類をもって、別途知事が定める期日までに申請を行わなければならない。

- （1）別記第 1 号様式 令和 8 年度東京都病床数適正化緊急支援事業申請書
- （2）別添様式 1
- （3）別添様式 2
- （4）口座振込申出書

第 5 給付金の支給

- (1) 知事は、第4により、申請者から給付金の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容を適当と認めるときは、別途厚生労働省が定めた期間までに同省の指定する所に必要書類を提出する。
- (2) 厚生労働省の設置する基金管理団体（以下「基金管理団体」という。）は、厚生労働省から提出を受けた申請に対し、医療機関に給付金を支給する。

第6 対象外の通知

東京都（以下「都」という。）は、第5（1）による審査の結果、本要綱に定める事項に基づき支給対象外とする場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

第7 実績報告

申請者は、病床の削減状況について、医療法第7条第2項に定める許可申請又は医療法施行令第4条に定める届出により都に実績報告を行い、都及び厚生労働省において、令和9年度に実施する「病床機能報告」における医療機関からの報告や、医療法第25条に基づく検査時の施設表等により確認することとする。

第8 支給の条件

- (1) 削減する病床と同じ病床種別の休床がある場合は、休床から申請を行うこと。
- (2) 給付金の支給を受けた日から令和19年3月31日までに病床を増加させてはならない。ただし、病床の増加が必要と知事が認めた場合はその限りではない。
- (3) 以下に該当する場合は支給対象外とする。
 - ① 申請日時点において、入院医療の受入れを行っていない場合又は削減により入院医療の受入れを停止する場合（無床診療所への変更を含む。）
 - ② 令和9年3月31日時点において廃院する予定の場合
 - ③ 令和9年3月31日時点において事業譲渡等を行う予定の場合なお、①及び②に該当する場合においても、次の第9で定める手続きを経た上で、当該地域における医療提供体制に支障がないと認められた場合は支給対象とする。

第9 留意事項

- (1) 以下に該当する場合は、東京都地域医療構想調整会議において議論を行った上で削減することとする。
 - ① 第8（3）において「次の第9で定める手続きを経た上で」としている事項
 - ② 現に患者が入院している病床を削減する場合
 - ③ 病床数を合わせて100床以上削減をする場合
 - ④ その他、知事が議論の必要があると認める場合
- (2) 第5（1）で定める申請内容の審査において、病床利用率や既存病床数等を踏まえ、支給対象病床数の調整を行う場合がある。
- (3) 支給対象となったものについては、申請病床数等について、東京都地域医療構想調整会議等において都から報告・公表する。

第10 給付金の返還

知事は、給付金の支給を受けた者が以下に定める事項に該当する場合、基金管理団体が支給を行った給付金全額の返還を求める。

- (1) 第7に記載の実績報告等により、申請どおりに病床の削減が行われていないことが確認された場合
- (2) 給付金の支給を受けた日から令和19年3月31日までに病床を増加させた場合。ただし、医療法第30条の4第10項から第12項までの規定により知事が病床の増加が必要と認めた場合を除く。
- (3) 令和9年3月31日時点において、第9(1)に定める手続を行わずに廃院した場合又は事業譲渡等をしている場合
- (4) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められる場合

第11 事業完了後の調査等

給付金支給事業者は、給付金支給事業の完了後であっても、都の求めに応じて、調査等の依頼に協力するものとする。

第12 暴力団の排除

次に掲げる団体は、この要綱に基づく給付金の支給の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

第13 その他

本事業の施行に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則（8保医医政第748号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和8年6月23日から適用する。